

令和5年度
定期監査等結果報告書

保健福祉部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
い わ き 市 長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭
同 大和田 了 寿
同 大 友 康 夫
同 福 嶋 あずさ

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象
保健福祉部

2 監査実施期間
令和5年8月3日から令和6年1月19日まで

3 監査の範囲
令和5年4月1日から同年6月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

次長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

（勿来・田人地区保健福祉センター、保健所総務課）

【事例1】 勿来・田人地区保健福祉センター

- ※ 保育所利用者負担金として令和5年4月25日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月26日（水）までに払い込まなければならないが、同月27日（木）に払い込まれていた。【類例1件あり】

【事例2】 保健所総務課

- ※ 保健所総務課における医事関係許可等手数料、生活衛生課における食品営業許可手数料及び検査課における試験検査手数料として令和5年4月12日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月13日（木）までに払い込まなければならないが、同月14日（金）に払い込まれていた。

なお、これらの手数料に係る徴収事務は各課で行うが、総務課が一括して翌営業日に金融機関等へ払い込んでいるものである。

いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 （略）

2 収入事務（その2）

日常生活用具給付手数料に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

(障がい福祉課)

※ 日常生活用具給付手数料について、納期限である令和5年4月25日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月15日まで）に書面により督促をしなければならないが、督促が行われていなかった。【類例1件あり】

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例

(納付時期)

第11条 手数料は、地域生活支援事業を利用した日の属する月の翌々月の25日までに納付しなければならない。

いわき市債権管理条例

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

3 支出事務（その1）

出産支援金の支給事務において、支援金の算定に誤りのある例が認められた。

（常磐・遠野地区保健福祉センター）

※ 出産支援金の支給事務において、支援金の額は、市出産支援金支給条例第4条の規定により、出生児を出産した時点において受給資格者である父又は母が養育する児童の数に応じ定められているが、令和5年6月12日付で支給決定した12件のうち1件について、出生児を第2子として65,000円支給すべきところ、第3子として80,000円支給していた。

いわき市出産支援金支給条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出生児 出生により本市の住民基本台帳に記録された者をいう。
- (2) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するものをいう。

（受給資格者）

第3条 支援金を受給することができる者（以下「受給資格者」という。）は、出生児が出生した日現在において本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている当該出生児の父又は母とする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1子支援金（出生児を出産した時点において受給資格者が養育する児童（当該出生児を除く。次号及び第3号において「養育児童」という。）の数が0人の場合に支給する支援金をいう。） 50,000円
- (2) 第2子支援金（養育児童の数が1人の場合に支給する支援金をいう。） 65,000円
- (3) 第3子以降支援金（養育児童の数が2人以上の場合に支給する支援金をいう。）

80,000

円

4 支出事務（その2）

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

（地域包括ケア推進課、保健所地域保健課）

【事例1】地域包括ケア推進課

※ 市つどいの場創出支援事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書を添付しなければならないところ、継続申請分（252団体）の添付はあったものの、新規申請分（7団体）の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

【事例2】保健所地域保健課

※ 市フッ化物洗口事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第2号及び第3号の規定による収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例2件あり】

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市つどいの場創出支援事業補助金交付要綱

（申請書の添付書類）

第6条 規則第4条第1項第4号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 参加者名簿

5 支出事務（その3）

重度心身障害者交通費助成に係る支出事務において、助成決定者に対し、要綱に定める通知書の送付が行われていない例が認められた。

（常磐・遠野地区保健福祉センター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター）

※ 重度心身障害者交通費助成に係る支出事務において、市重度心身障害者交通費助成事業実施要綱第5条第2項に基づき、助成可否の決定後、速やかに重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書（第2号様式）により申請者へ通知しなければならないが、令和5年6月5日付で助成を決定した者に対し、要綱に定めのない支払通知書のみを送付しており、要綱に規定する決定通知書を送付していなかった。【類例22件あり】

なお、内郷・好間・三和地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。

いわき市重度心身障害者交通費助成事業実施要綱

（助成の申請及び決定）

第5条 交通費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者交通費助成申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定により申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

6 支出事務（その4）

支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。

(介護保険課)

※ 令和5年6月14日付けで、市シルバーにこにこふれあい事業補助金（シルバーピアード2023）の交付決定をしているが、監査実施時点（令和5年9月11日）において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。【類例1件あり】

いわき市財務規則

(支出負担行為の手続)

第62条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書(第25号様式)を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 (略)

別表第3（第63条関係）（抜粋）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
18 負担金、補助及び交付金	交付又は支出決定のとき	支出命令を発したとき	交付又は支出する額	申請書 指令書案 内訳書 交付又は支出する関係書類 積算の基礎を明らかにした書類ただし、工事請負契約に類するものにあつては、このほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
	請求のあつたとき			(略)	

7 契約事務（その1）

契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。

（地域医療課）

※ いわき市休日夜間急病診療所診療報酬請求業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について課長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

いわき市職務権限規程

（権限行使の区分）

第32条 各職位は、共通事務、財務事務及び分掌事務の専決については、次項及び別表第2から別表第5までに定めるところにより行う。

2～3 （略）

別表第2（第32条関係）（抜粋）

共通専決事項

2 財務事項

(6) 委託関係（工事に係るものを除く。）

項目	副市長	本庁機関	
		部長	課長
1 入札又は見積の執行の決定	設計額が 2,500万円以上 5,000万円未満	設計額が 1,000万円以上 2,500万円未満	設計額が 1,000万円未満
2 <u>設計書の決定</u> 3 予定価格及び 最低制限価格の決定		設計額が 1,000万円以上	<u>設計額が</u> <u>1,000万円未満</u>

備考

1 この表中「部長」とは、部長、会計管理者、生活排水対策室長、公営競技事務所長、いわき芸術文化交流館長、保健所長、消防長及び議会事務局長をいう。

2 この表中「課長」とは、会計室長、本庁機関の課長、行政改革推進担当課長、人材育成改革推進担当課長、財政改革推進担当課長、用地対策担当課長、総合交通対策担当課長、いわき芸術文化交流館の課長、保健所の課長、消防本部の課長及び議会事務局の課長をいう。

3～4 （略）

8 契約事務（その2）

プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。

（健康づくり推進課）

※ プロポーザル方式の実施において、市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、参加の可否を判断することとされている。

令和5年度共に創る健康づくり推進事業健康動画等情報発信業務委託に係る公募型プロポーザルの実施においては、市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させていたものの、審査の過程において警察に対し暴力団等の該当性情報の照会を行わないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 （略）

いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

（参加資格）

第7条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) （略）
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (4) （略）

2 前項の規定にかかわらず、業務の特殊性などを考慮し、広く提案を求める必要がある等の場合には、業務等の実施に際して必要と認められる要件を別に定めた上で、同項1号に該当しない者をプロポーザル方式による選定に参加させることができる。

3 前項の規定により、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者をプロポーザル方式に参加させようとする場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、その参加の適否を判断するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書

(4)～(7) (略)

(公募型プロポーザル方式)

第8条

1～2 (略)

3 所管課は、公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）に、公告において指定する日までに実施要領等に定める必要書類を添付した参加申込書を提出させ、それらに基づき参加資格の審査を行うものとする。

4 所管課は、参加資格の審査を終えたときは、参加申込期間の最終日から5日以内に、その結果を書面により参加申込者全員に通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないとした参加申込者に対しては、所管課は、その理由及び当該参加申込者が理由の説明を書面で求めることができる期間（5日以上）を付して、その結果を通知するものとする。

5 (略)

6 第4項の規定にかかわらず、前条第2項の規定によりいわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させる場合における当該参加申込者に対する通知等の取扱いについては、所管課が別に定めるものとする。

9 契約事務（その3）

契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切でない例が認められた。

（保健福祉課、地域医療課）

※ いわき市生活保護診療報酬明細書点検等業務委託において、対面による指名競争入札を行ったところ、1者を除き入札辞退の意思が表示され、入札を中止したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき）は1者から入札の意思表示があったため該当しないが、当該入札結果を報告しないまま、同号を適用して随意契約を締結していた。

なお、地域医療課においても、同様の例が認められた。

地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(7) (略)

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) (略)

2～4 (略)

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

（抜粋）45～46ページ

(8) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

（略）

【本号の適用にあたって】

○ いわゆる不落随契といわれるもので、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、「入札者がいないとき」であり、「落札者がいないとき」とは、再度の入札においても予定価格の範囲内で落札となる入札金額がなかったときをいいます。

なお、「入札者がいないとき」とは、競争入札を行う場合に、所定の日時、場所に入札参加者の参集がないときなど、入札に参加する意思がなかったことを前提としており、災害が発生し、交通機関が途絶したために参加できないような場合は含まず、この場合は別の日時を指定して入札を行うこととなります。

10 財産管理事務（その1）

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

（平地区保健福祉センター、勿来・田人地区保健福祉センター）

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和5年8月7日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

なお、勿来・田人地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。

いわき市文書等管理規程

（発送）

第48条 （略）

2～3 （略）

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

11 財産管理事務（その2）

収入印紙の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。

(保健福祉課)

※ 収入印紙については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和5年9月29日）において、一般会計及び介護保険特別会計の収入印紙の受払いについて同一の収入印紙管理簿により整理されていた。

いわき市財務規則

(整理の原則)

第268条 物品は、会計別に現にその出納を行った日の属する年度により、整理しなければならない。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。